

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記１の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記２の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和８年７月２４日

鹿児島地方法務局種子島出張所 登記官 後 藤 英 司

記

１ 手続番号、表題部所有者不明土地に係る所在事項等

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
3409-2026-0001	熊毛郡中種子町増田字根古里6097番3	畑	586

２ 意見又は資料の提出先

〒８９１－３１０１

西之表市西之表１６３１４番地６

鹿児島地方法務局種子島出張所